

香川県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成28年3月1日

香川県公安委員会委員長 伊賀三千廣

### 香川県公安委員会規則第1号

香川県警察組織規則の一部を改正する規則  
香川県警察組織規則（平成12年香川県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(警務部の分課) 第3条 略  2 略 <u>3 企画課に、サイバーセキュリティ統括室を置く。</u> 4・5 略	(警務部の分課) 第3条 略 <u>2 総務課に、取調べ監督室を置く。</u> 3 略  4・5 略
(総務課) 第8条 略	(総務課) 第8条 略 <u>2 取調べ監督室においては、前項第10号に掲げる事務をつかさどる。</u>
(企画課) 第9条 略 (1)～(13) 略  <u>2 サイバーセキュリティ統括室においては、前項第1号に掲げる事務のうちサイバーセキュリティに係る事務をつかさどる。</u>	(企画課) 第9条 企画課においては、次に掲げる事務をつかさどる。 (1) 所管行政に関する企画、立案及び総合調整に関すること。 (2)～(13) 略
(人事課) 第10条 略 (1)～(9) 略 <u>(10) 所管行政に係る国際関係事務に関する企画、立案及び調整に関すること（組織犯罪対策課及び公安課の所掌に属するものを除く。）。</u> <u>(11)～(15) 略</u> 2 留置管理室においては、 <u>前項第11号及び第12号</u> に掲げる事務をつかさどる。	(人事課) 第10条 人事課においては、次に掲げる事務をつかさどる。 (1)～(9) 略  <u>(10)～(14) 略</u> 2 留置管理室においては、 <u>前項第10号及び第11号</u> に掲げる事務をつかさどる。

(刑事企画課)

第19条 略

(1)～(6) 略

(7)～(13) 略

(組織犯罪対策課)

第22条 略

(1)～(6) 略

(7) 麻薬、覚醒剤その他の薬物に関する犯罪の取締りに関すること。

(8) 拳銃その他の銃器に関する犯罪の取締りに関すること。

(9)～(11) 略

(12) 通訳及び翻訳に関すること。

(参事官)

第36条 警務部に4人、生活安全部に2人、刑事部に2人、交通部に2人、警備部に2人の参事官を置き、警視正の階級にある警察官をもって充てられるもののほか、警視の階級にある警察官をもって充てる。

2 略

(室長等)

第41条 課に附置された室、隊及びセンター（交通反則通告センター及び交通管制センターを除く。）（以下この条において「室等」という。）に、それぞれ、室長、隊長又はセンター長を置き、警視の階級にある警察官又は事務職員をもって充てる。

2 略

(刑事企画課)

第19条 刑事企画課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

(1)～(6) 略

(7) 通訳及び翻訳に関すること。

(8)～(14) 略

(組織犯罪対策課)

第22条 組織犯罪対策課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

(1)～(6) 略

(7) 麻薬、覚せい剤その他の薬物に関する犯罪の取締りに関すること。

(8) けん銃その他の銃器に関する犯罪の取締りに関すること。

(9)～(11) 略

(参事官)

第36条 警務部に4人、生活安全部に2人、刑事部に2人、交通部に2人、警備部に1人の参事官を置き、警視正の階級にある警察官をもって充てられるもののほか、警視の階級にある警察官をもって充てる。

2 略

(室長等)

第41条 課に附置された室、隊、少年サポートセンター及び香川県運転免許センター（以下この条において「室等」という。）に、それぞれ、室長、隊長又はセンター長を置き、警視の階級にある警察官又は事務職員をもって充てる。

2 略

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第36条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。